

○雲仙市有料老人ホーム設置運営手続要領

平成30年6月22日

告示第64号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における有料老人ホームの設置及び運営に関する手続等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する施設(サ高住の登録を受けているものを含む。)をいう。
- (2) サ高住 サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム)をいう。
- (3) 設置予定者 市内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (4) 設置者 市内に有料老人ホーム(法第29条第1項の規定による届出を行っていない施設を除く。)を設置し、及び運営する者をいう。
- (5) 特定施設入居者生活介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (6) 介護付有料老人ホーム 有料老人ホームのうち、介護保険法第70条の規定による特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホームをいう。
- (7) 保険者 介護保険法第3条第1項に規定する介護保険の保険者をいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可(当該許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合の変更許可を含む。以下「開発許可」という。)又は同法第43条に規定する新築等の許可(当該許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合の変更許可を含む。以下「建築許可」という。)の対象となる場合にあってはその申請前に、開発許可又は建築許可の対象とならない場合にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築主事の確認(既存建物を有料老人ホームに転用する場合の用途変更の確認を含む。以下「建築確認」という。)の申請前に、別に定める雲仙市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指導指針」という。)1(6)に規定する市長との事前協議を行うものとする。

- 2 設置予定者は、前項の事前協議を行おうとするときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書(様式第1号の1。サ高住の申請登録に伴う有料老人ホーム設置計画の事前協議の場合は様式第1号の2)に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、介護付有料老人ホームの設置予定者にあっては、指定特定施設入居者生活介護事業所設置等に係る事前協議結果通知書による保険者からの通知があった後に、別途、特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する協議を県知事と行うものとする。
- 3 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、この告示及び指導指針に適合していると認められ、かつ、特定施設入居者生活介護事業所の指定にかか

る県指定書の写しが添付されたとき(介護付有料老人ホームの設置予定者に限る。)は、当該事前協議書を提出した設置予定者に、有料老人ホーム設置計画事前協議終了通知書(様式第2号)を交付するものとする。

- 4 設置予定者は、前項の終了通知書の交付を受けた後に、開発許可、建築許可、又は建築確認の申請を行うものとする。

(事前協議終了後の状況報告)

第4条 設置予定者は、前条第3項の終了通知書の交付を受けた後から第6条に規定する設置の届出又はサ高住の登録申請をするまでの間に、有料老人ホームの設置計画を変更する必要があるときは、速やかに有料老人ホーム設置計画事前協議変更書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の事前協議変更書が提出されたときは、その内容を審査し、変更が軽微であると認める場合を除き、当該事前協議変更書を提出した設置予定者に対し、前条第1項及び第2項に規定する事前協議の手続を再度行うよう指示するものとする。

(入居定員を増加する場合の取扱い)

第5条 第3条の規定は、設置者が有料老人ホームの定員を増員しようとする場合に準用する。

(設置の届出等)

第6条 設置予定者は、法第29条第1項の規定による届出を行うときは、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けた後に、有料老人ホーム設置届(様式第4号)を市長に提出するものとする。この場合において、高齢者住まい法第6条に規定するサ高住の登録申請を行おうとするときは、第3条第3項の終了通知書の交付を受けた後に、県知事に対しサ高住の登録申請書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による設置届が提出された場合において、その内容が適切であると認めるときは、当該設置届を提出した設置予定者に、有料老人ホーム設置届受理通知書(様式第5号)を交付するものとする。

- 3 設置予定者は、前項の受理通知書の交付又は第1項の規定によるサ高住の登録申請について県が登録簿に登録した旨の通知を受けた後に、入居者の募集をするものとする。

(事業開始届)

第7条 設置者(サ高住登録を行う有料老人ホームの設置者を除く。)は、有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業変更届等)

第8条 設置予定者又は設置者は、法第29条第2項の規定による届出をしようとするときは、当該届出による変更事項に係る関係書類を添付し、当該変更の日から1月以内に、有料老人ホーム事業変更届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 設置予定者又は設置者は、高齢者住まい法第9条第1項の規定による届出をしようとするときは、当該届出による変更事項に係る関係書類を添付して、当該変更の日から1月以内に、登録事項等変更届出書(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第2号/国土交通省令第2号)第16条第1項別記様式第2号)を県知事に提出するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入所定員の増加を伴う変更は、第5条において準用する

第3条の事前協議の後に、第1項の変更届又は前項の登録事項等変更届出書を提出するものとする。ただし、有料老人ホーム重要事項説明書（指導指針11（4）アに規定するものをいう。次条において同じ。）の記載事項のうち入居状況等及び職員体制に係る変更については、次条に規定する定期報告により報告するものとする。

- 4 市長は、第1項又は前項の規定により変更届が提出されたときは、当該変更届を提出した設定予定者又は設置者に対し、有料老人ホーム事業変更届受理通知書（様式第8号）を交付するものとする。
- 5 設置者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の1月前までに、有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第9号）を提出し、市長と必要な調整を行うものとする。
- 6 市長は、前項の廃止（休止）届が提出されたときは、当該届を提出した設置者に対し、有料老人ホーム廃止（休止）届受理通知書（様式第10号）を交付するものとする。
- 7 第5項に規定する場合において、サ高住登録をしている有料老人ホームの設置者は、高齢者住まい法第12条第1項各号に該当するときは、その日の30日前までに、第5項の規定による届出とは別に、県知事に届出を行うものとする。

（定期報告）

第9条 設置者は、毎年7月1日現在において、次に掲げる書類を同月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 有料老人ホーム重要事項説明書
- (2) 有料老人ホーム情報開示一覧表（様式第11号）
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、当該他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

（随時報告）

第10条 設置者は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 利用料の改定を行った場合 次に掲げる書類
 - ア 改定の内容を明らかにした報告書
 - イ 改定に係る運営懇談会開催状況報告書（様式第12号）
- (2) 入居契約書又は管理規程の変更を行った場合 次に掲げる書類
 - ア 変更の内容を明らかにした報告書
 - イ 変更後の当該書類、新旧対照表等変更内容が確認できる資料
 - ウ 変更に係る運営懇談会開催状況報告書

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年1月13日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。